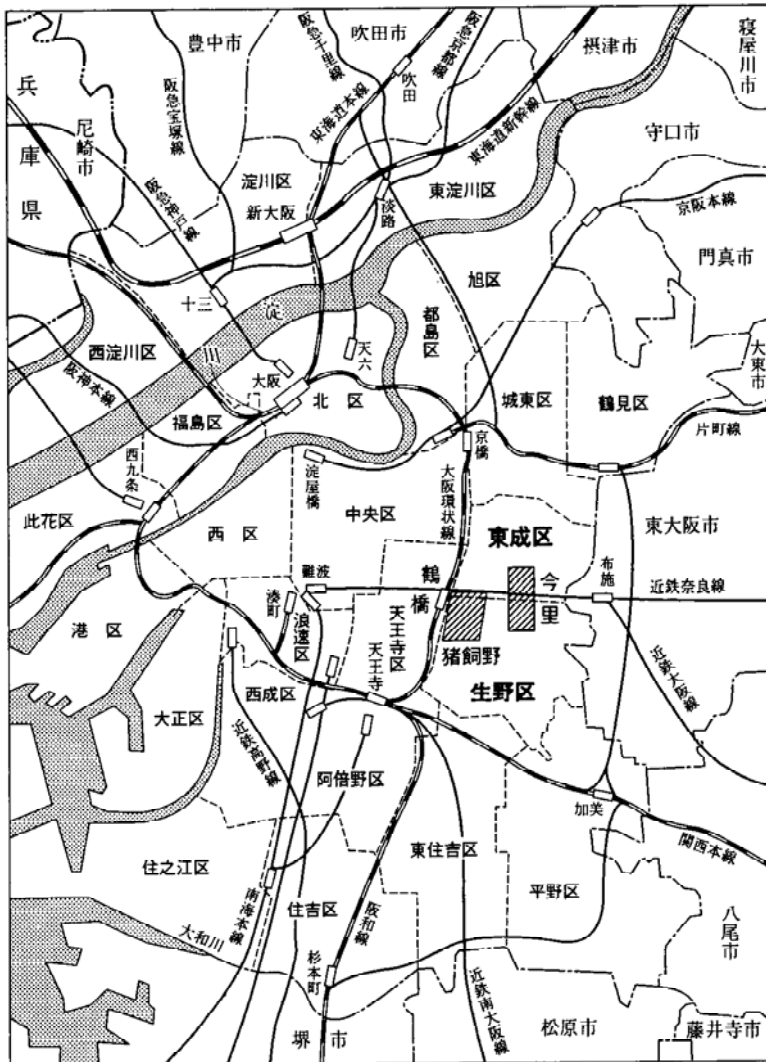


図 1 国籍(出身地)別外国人登録者数の推移(各年末)

国籍(出身地)	1995	2000	2004
総数	1,362,371	1,686,444	1,973,747
韓国・朝鮮	666,376 (48.9)	635,269 (37.7)	607,419 (30.8)
中国	222,991 (16.4)	335,575 (19.9)	487,570 (24.7)
ブラジル	176,440 (13.0)	254,394 (15.1)	286,557 (14.5)
フィリピン	74,297 (5.5)	144,871 (8.6)	199,394 (10.1)
ペルー	36,269 (2.7)	46,171 (2.7)	55,750 (2.8)
アメリカ	43,198 (3.2)	44,856 (2.6)	48,844 (2.5)
その他	142,800 (10.5)	225,308 (13.4)	288,213 (14.6)

図 2 2004 年末 都道府県別外国人登録者数と韓国・朝鮮籍の割合

都道府県	外国人総数	韓国・朝鮮籍比(%)
総数	1,973,747	30.8
東京都	345,441	29.4
大阪府	212,590	69.0
愛知県	179,742	24.6
神奈川県	147,646	23.0
埼玉県	102,685	17.8
兵庫県	101,963	59.1
千葉県	95,268	19.0
静岡県	88,039	7.8
京都府	55,682	66.2
茨城県	51,123	11.5
その他	593,568	22.7



I-1表 在阪朝鮮人人口の推移

	在阪朝鮮人人口	うち女性の比(%)	在阪朝鮮人/在日朝鮮人(%)
1910	206		9.2
1911	232		9.2
1912	291		9.2
1913	338		9.3
1914	222		6.3
1915	398		10.0
1916	762		13.5
1917	2,235		15.4
1918	3,297		14.8
1919	4,502	15.1	15.9
1920	4,494	16.1	14.9
1921	7,421	16.8	19.9
1922	13,337	17.4	22.3
1923	23,635	18.1	29.5
1924	37,046	18.7	31.3
1925	31,860	19.0	24.5
1926	35,278	20.0	24.5
1927	40,960	23.7	23.9
1928	55,209	27.2	23.2
1929	67,972	28.2	24.7
1930	73,622	30.9	24.7
1931	85,567	32.1	27.5
1932	118,466	34.6	30.3
1933	140,277	34.7	30.7
1934	171,160	37.8	31.8
1935	202,311	40.0	32.3
1936	224,749	40.5	32.5
1937	234,188	41.4	31.8
1938	241,619	42.3	30.2
1939	274,769	42.5	28.6
1940	312,269	42.4	26.2
1941	410,656	44.0	28.0
1942	412,748	44.0	25.4
1943	395,380	49.0	21.9
1944	321,484	64.2	16.9
1945	333,354	62.3	16.9

1945年のみ8月20日現在、他はすべて年末現在。田村紀之「内務省警保局調査による朝鮮人人口(I)」東京都立大『経済と経済学』第46号(1981.2)より作成。

日本人と朝鮮人の賃金比較(1925年)

朝鮮	日本人	朝鮮人	日本人と比較した朝鮮人の賃金割合
工業および鉱業	2.04	1.00	49%
土木建築	2.46	1.28	52%
農業および牧畜業	2.00	0.75	38%
水産業	1.64	0.85	52%
通信運搬	2.34	1.43	61%
雑業	2.00	0.67	34%
合計	2.15	1.15	53%

出典：朝鮮総督府社会課調査による。

日本(京阪神地方)		日本人	朝鮮人	
紡績工	男	?	1.80	
	女	1.39	1.35	97%
製糸工	男	2.30	1.30	57%
	女	1.50	1.30	87%
置職		3.20	1.80	56%
瓦職		3.85	2.00	52%
鍛冶工		2.41	?	
ゴム工		1.25	1.50	120%
仲仕		2.93	2.00	68%
日雇人夫	男	2.43	1.76	72%
	女	1.30	?	
土工	男	2.50	2.08	83%
	女	?	0.95	
農作夫	男	2.03	1.27	63%
	女	?	0.80	
燐寸工	男	1.70	1.50	88%
	女	0.50	0.40	80%

出典：日本人は商工会議所統計、朝鮮人は各地方警察部調査の集計による。

在日朝鮮人職業調(1927年末)

(警保局調)

	官公吏	軍人	通訳	医者 薬剤師	新聞 記者	僧侶 牧師	事務員	学生	商業	農業	雇人	水上 労働者	職工	坑夫	各種 人夫	交通 運輸	客商売	芸娼妓	無職	在監者	その他	合計
大阪	2				1	7	28	1,515	1,425		198	1,063	15,062		4,524				9,067	521	5,797	40,960
東京	13	3		6	7	3	30	2,483	39		84		2,021		8,907		23	3	2,152	58	251	16,083
福岡	5			2		2	6	106	205	408	317	22	612	5,090	5,147		70	85	3,887		109	16,073
愛知					6		16	47	171	195	232	13	6,236		4,899		6	6	1,350	72	724	13,973
京都	2					1		224	22		287		4,319	5	4,387				1,349		515	11,111
兵庫	2		5	2		1	9	87	177		306	57	2,270	59	4,538	16		1	3,179	53	280	11,042
神奈川				2			9	15	56	10	116	1	184		5,395	1			1,301	42	125	7,257
山口	1							113	74	141	1,089	462	188	839	1,586		10	13	1,412		913	6,847
北海道			10	1			18	9	87	65	75	29	28	3,322	912		237	4	7		262	5,066
長野								22	30		237		534	1	2,779		1		386	15	80	4,085
全国 合計	27	3	15	15	17	126	5,015	3,243	1,812	6,993	2,000	34,506	34,505	10,744	65,209	19	529	124	27,985	822	12,057	171,275

資料05-03

①在日朝鮮人の法的地位に関する年表

年月日	事項	内容
1910/ 8/29	韓国「併合」	「大韓帝国」国籍剥奪、「日本」国籍付与
1945/ 8/15	日本、無条件降伏発表＝朝鮮解放	
1945/ 9/ 2	日本、降伏文書調印	
1945/12/17	衆議院議員選挙法改正公布	在日朝鮮人の参政権停止
1946/11/12	朝鮮人の地位及び取扱に関する 総司令部渉外局発表	在日朝鮮人は正当な朝鮮人の政府が朝鮮半島に樹立され、その国家が彼らを樹立された国家の国民と認定するまでは日本国籍の保持者
1947/ 5/ 2	外国人登録令公布	在日朝鮮人は外国人とみなし登録義務を課す(日本国憲法施行の前日、最後のポツダム勅令)
1948/ 8/15	大韓民国樹立	
1948/ 9/ 9	朝鮮民主主義人民共和国樹立	
1950/ 6/25	朝鮮戦争勃発(1953/7/27休戦)	
1951/10/ 4	出入国管理令公布(1951/11/1施行)	サンフランシスコ講和条約発効まで在日韓国・朝鮮人には適用されず
1952/ 4/28	サンフランシスコ講和条約(1951/9/8 調印)発効	法務府民事局長通達(1952/4/19民事甲438)により、在日韓国・朝鮮人は日本国籍を離脱、出入国管理令の対象となる
	外国人登録法公布・施行 法律第126号公布・施行	新しく指紋押捺義務設定 1945/9/2以前からこの法律施行日までの日本在留者に暫定的な在留資格付与(通称「法126」または「法126-2-6」) 1952/4/29以後に生まれた子は在留期間3年(「法126」の子＝特定在留)
1955/ 4/27	外国人登録の指紋に関する政令施行(1955/3/5公布)	指紋押捺の強制開始
1966/ 1/17	日韓法的地位協定発効(1965/ 6/22 日韓基本条約・日韓法的地位協定など調印)	韓国籍者に永住権(協定永住)
1982/ 1/ 1	出入国管理及び難民認定法施行(1981/6/5公布)	「法126-2-6」該当者、特定在留者とその子どもに永住を認める(特例永住)
1991/11/ 1	出入国管理特例法施行(1991/5/10公布)	戦前から在留する在日韓国・朝鮮人およびその子孫に対し、一律に永住権を認める(特別永住)
1992/ 6/ 1	外国人登録法改正(1993/1/8施行)	永住者と特別永住者に対する指紋押捺撤廃
1999/ 8/18	外国人登録法改正(2000/4/1施行)	外国人に対する指紋押捺全廃

②法律第126号(1952年4月28日公布・施行)

[前略]

第2条

[中略]

- 6 日本国との平和条約の規定に基づき同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年九月二日以前からこの法律施行の日まで引き続き本邦に在留するもの（昭和二十年九月三日からこの法律施行の日までに本邦で出生したその子を含む。）は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十二條の二第一項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

[後略]

[正式名称「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律」]

③日韓法的地位協定(1965年6月22日調印、1966年1月17日発効)

第1条

- 1 日本国政府は、次のいずれかに該当する大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、この協定の効力の発生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

(a) 千九百四十五年八月十五日以前から申請のときまで引き続き日本に居住している者

(b) (a)に該当する者の直系卑属として千九百四十五年八月十六日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本国で出生し、その後申請のときまで引き続き日本国に居住している者

- 2 日本国政府は、1の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の子としてこの効力の発生の日から五年を経過した後に日本国で出生した大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、その出生の日から六十日以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

[中略]

第2条

- 1 日本国政府は、第1条の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の直系卑属として日本国で出生した大韓民国国民の居住については、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは協議を行うことに同意する。

[後略]

[正式名称「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」]

④出入国管理特例法(1991年5月10日公布、同年11月1日施行)

[前略]

(定義)

- 第2条 この法律において「平和条約国籍離脱者」とは、日本国との平和条約の規定に基づき同条約の最初の効力発生の日（以下「平和条約発効日」という。）において日本の国籍を離脱した者で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 昭和二十年九月二日以前から引き続き本邦に在留する者

二 昭和二十年九月三日から平和条約発効日までの間に本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留する者であつて、その実親である父又は母が、昭和二十年九月二日以前から当該出生の時（当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時）まで引き続き本邦に在留し、かつ、次のイ又はロに該当する者であつたもの

イ 日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱した者

ロ 平和条約発効日までに死亡し又は当該出生の時後平和条約発効日までに日本の国籍を喪失した者であつて、当該死亡又は喪失がなかつたとしたならば日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱したこととなるもの

2 この法律において「平和条約国籍離脱者の子孫」とは、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留する者で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 平和条約国籍離脱者の子

二 前号に掲げる者のほか、当該在留する者から当該平和条約国籍離脱者の孫にさかのぼるすべての世代の者（当該在留する者が当該平和条約国籍離脱者の孫であるときは、当該孫。以下この号において同じ。）について、その父又は母が、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生し、その後当該世代の者の出生の時（当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時）まで引き続き本邦に在留していた者であつたもの

（法定特別永住者）

第三条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の一に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

一 次のいずれかに該当する者

イ 附則第十条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第二百二十六号）（以下「旧昭和二十七年法律第二百二十六号」という。）第二条第六項の規定により在留する者¹⁾

ロ 附則第六条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和四十年法律第四百十六号）（以下「旧日韓特別法」という。）に基づく永住の許可を受けている者²⁾

ハ 附則第七条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者³⁾

二 旧入管法別表第二の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者⁴⁾

[中略]

（特別永住許可）

第四条 平和条約国籍離脱者の子孫で出生その他の事由により入管法第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるものは、法務大臣の許可を受けて、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

[後略]

注 1) 「法 126」 2) 協定永住者 3) 特例永住者 4) 「法 126」の子（特定在留者）

〔正式名称「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」〕